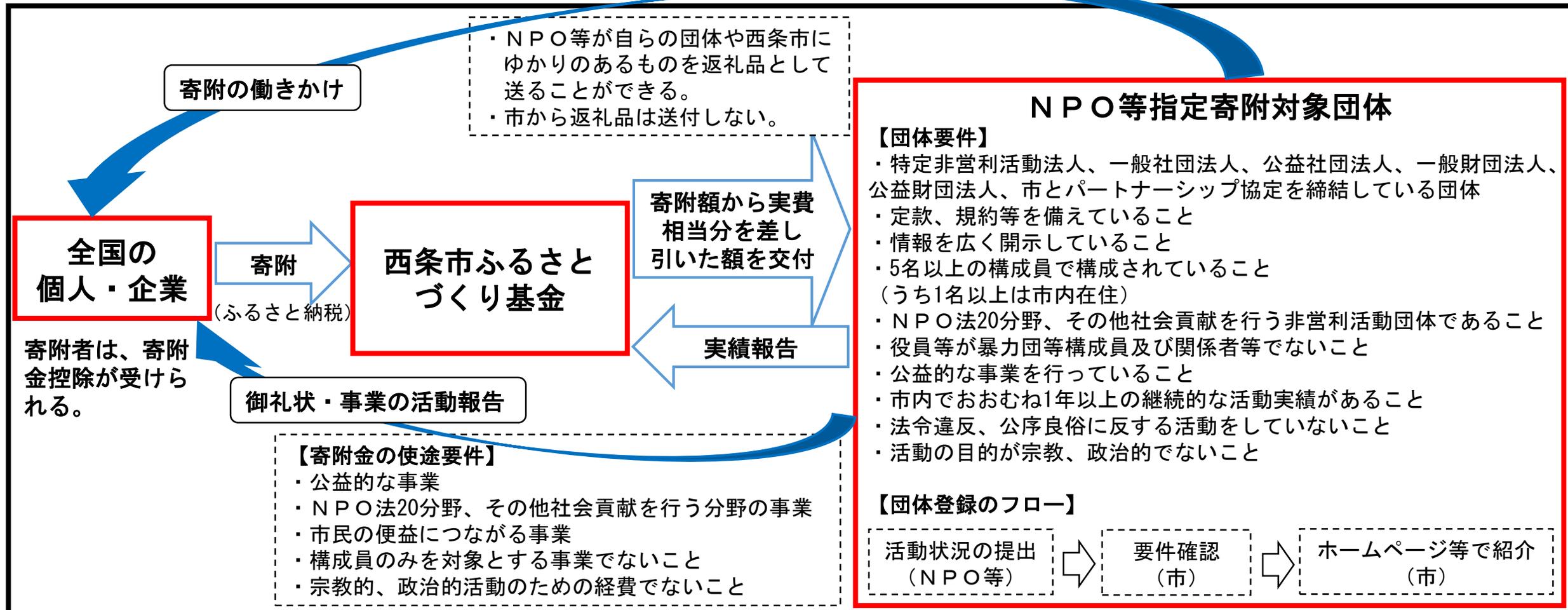


西条市ふるさとづくり寄附金条例について

- 1 概要
- (1) 寄附者の社会的投資を具体化するため、事業区分を列挙する。
 - (2) 地域課題の解決のために市内で活動するNPO等の資金調達にふるさと納税を活用する。
 - (3) 当該寄附金の全部又は一部を原資として、西条市ふるさとづくり基金を設置する。

2 NPO等指定寄附（第2条第8号）の仕組み（概要）

（目的）地域課題の解決のために市内で活動するNPO等の資金調達に、ふるさと納税を活用し応援する。

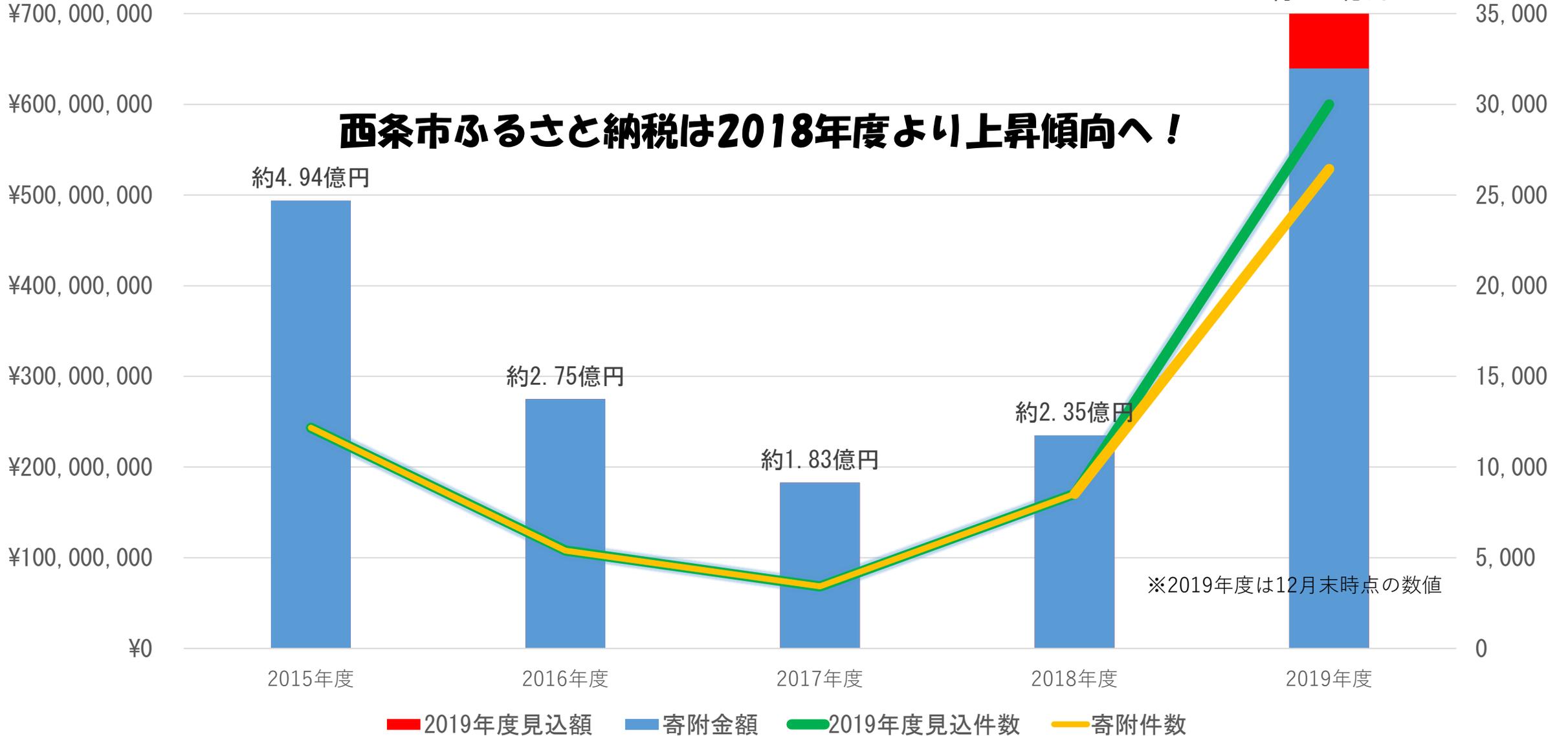


西条市ふるさと納税寄附状況の推移

(単位：円)

(単位：件)

西条市ふるさと納税は2018年度より上昇傾向へ！



体験特化型返礼品の創設

- ふるさと納税の返礼品として、地域産品に加え、新たに魅力的な観光体験ができる旅行商品を提供。
- ふるさと納税を契機として、本市を訪れていただく機会を創出。



※写真はイメージです



交流人口の増加と観光関連事業者の収入増加を図る